

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策
岡谷市スポーツ施設の開放に伴う使用指針について

(改訂) 令和 2 年 6 月 26 日

(改訂) 令和 2 年 7 月 28 日

(改訂) 令和 2 年 9 月 28 日

(改訂) 令和 3 年 3 月 31 日

(適用) 令和 3 年 4 月 1 日

スポーツ振興課

1 スポーツ施設の開放再開に伴う基本的事項について

(1) スポーツ施設を使用するすべての利用者

- ①体温測定^{*1}、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は使用禁止。
- ②手洗いや手指の消毒の徹底。
- ③咳エチケットの徹底。
- ④密閉、密集、密接の回避。
- ⑤こまめな施設の換気。
- ⑥来館者の安全を確保するため、受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には、すべての方のマスク着用の徹底。

※ただし、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとする。

- ⑦ソーシャルディスタンス（2m以上）を意識した行動とする。（競技中は除く）
- ⑧使用中に大きな声での会話や応援等の禁止。
- ⑨同居家族や身近な知人、職場に感染が疑われる方がいる場合は使用禁止。
- ⑩過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触があった方の使用禁止。
- ⑪使用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告すること。
- ⑫各事項及び指定管理者等からの指導等が遵守できない利用者については、他の利用者等の安全を確保する等の観点から、施設の予約の取り消し及び途中退場を求めることがある。

⑬施設内での飲食については、指定場所（観覧席、ふれあいサロン）以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底する。（会話をするときはマスク着用）

2 スポーツ施設の使用制限について

(1) 使用人数の制限

- ①2A, 2B会議室の使用については、概ね 35 名までとする。
- ②第1 会議室の使用については、概ね 30 名までとする。
- ③運営室の使用については、概ね 15 名までとする。
- ④西体育館（スワンドーム）については、在室人数を 800 名までとする。
（アリーナ及び観覧席）
- ⑤東体育館については、在室人数を 250 名までとする。（アリーナ及び観覧席）
- ⑥柔剣道場については、在室人数を 100 名までとする。
- ⑦屋外施設（庭球場、球場、川岸スポーツ広場、湖畔広場）については、人と人との距離を十分に確保すること。（できるだけ 2m）
- ⑧プール1 コース分に対する個人及び専用使用については、概ね 15 名までとする。
- ⑨更衣室の使用については、在室人数を概ね 10 名までとする。（水泳プールは除く）

(2) スポーツ施設の制限

- ①市民総合体育館、市営庭球場、市営球場、市民水泳プール、やまびこ国際スケートセンター等に整備されている観覧席については、必要に応じて使用を制限する。
- ②シャワー室の利用については、窓口にて受付を行ったうえ使用する。
（利用後には室内の消毒等を行うこと）
- ③スポーツ用具（ボール等の一般用具）の借用については、チェック表を記入のうえ貸出^{*2}する。また、利用の際は手指や用具の消毒等を徹底する。
- ④トレーニングルームの使用については、下記のとおりとする。
 - ア. 在室人数は概ね 15 名とする。
 - イ. ランニングマシン、エアロバイクについては、1 台空けて使用すること。
 - ウ. 各トレーニングマシンの使用後は、備え付けのペーパータオルと消毒液での拭き取りを実施すること。
 - エ. ロッカーは、1 つ空けて使用すること。
- ⑤市民水泳プールの採暖室の使用については、下記のとおりとする。
 - ア. 在室人数は 6 名までとする。
 - イ. 入浴時間は 5 分以内を目安に利用とする。
（詳細については市民水泳プールにてご確認ください。）

※1 37.5℃以上の方は使用禁止とする。

※2 諏訪圏域の感染警戒レベルが4となった際には、貸出を禁止する。